

米国での BSE 発生をうけ、BSE の規制緩和に抗議し、TPP への交渉参加表明の撤回を求める意見書(案)

2012 年 4 月 24 日、米国政府は、カリフォルニア州で米国では乳牛1頭が BSE に感染していたと発表しました。米国での BSE 感染確認は 2006 年以来 6 年ぶり、4 例目です。米国政府は「非食品への加工用の牛だ。飼料によらない型の BSE であった。食肉用として流通しておらず、人の健康面への危険性は決してない」などと釈明していますが、BSE 対策がずさんである米国の状況が明白になったといえます。

アメリカ農務省 (USDA) の統計によると、牛海綿状脳症 (BSE) の検査を受けた牛の頭数は、2005 年以降、約 90% 減少しています。2011 年 9 月 30 日までの 1 年間に検査された頭数は約 4 万頭と、2005 年の 39 万 9,575 頭から大幅に減少しています。米国内の消費者団体も、「検査率が低ければ、防護壁はより完全でなければならない。長期にわたって確認されていなかったのに今回確認されたのだから、監視体制を見直し強化するのは当然だ」としています。米国では我が国と異なり BSE の全頭検査が実施されていないことはもちろん、抜き取り検査も BSE が疑われるわずかな牛を対象にするにとどまり、食用の牛肉、乳製品の安全性確認は不十分です。飼料規制も不十分であり、肉骨粉が豚や鶏などの餌として利用されることにより、牛の餌に混ざってしまう交差汚染も懸念されていました。今回の事例の背後には数多くの隠れた BSE 発生があるのではないかと強く疑われます。

日本政府が交渉参加方針を表明している環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) をめぐる日米事前協議で、日本政府は BSE 規制をめぐって現在、米国産牛肉の輸入対象を「月齢 20 カ月以下」から、「同 30 カ月以下」へ緩和することを検討していますが、米国における検査体制について調査し、米国政府に対して詳細な説明を求めるべきです。私たちは、安易な規制緩和をしないよう要請します。また、輸出条件の緩和など論外であり、BSE に限らず、遺伝子組み換え食品、照射食品の問題などについても、安全性基準緩和のグローバル化を促進する TPP 参加についても強く反対します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 18 日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣	野田 佳彦	様
経済産業大臣	枝野 幸男	様
農林水産大臣	郡司 彰	様
外務大臣	玄葉 光一郎	様